

「クライアント・クリアリング導入等に関する制度要綱」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

平成25年8月15日

株式会社日本証券クリアリング機構

当社では、クライアント・クリアリング導入等に関する制度要綱について、本年7月1日に公表し、7月31日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する当社の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 清算委託者とバックアップ受託者との間で、あらかじめ受託清算参加者破綻時のポジション移管のための条件を定め、当該条件に合致する場合には、バックアップ受託者は、清算委託者からのポジション移管の申込みを承諾しなければならない旨を明記して頂きたい。・ また、バックアップ受託者でない清算参加者に移管する場合においても、上記と同様の取扱いとして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none">・ 「クライアント・クリアリング導入等に関する制度要綱」項番12.（1）に記載のとおり、バックアップ受託者と清算委託者の間では、あらかじめ、バックアップ受託者が清算委託者のポジション移管を引き受けるための条件を定め、当該条件に合致する場合にはポジション移管を引き受ける旨の合意を行っておくことも可能としております。・ ポジション移管を引き受けることとなる受託清算参加者が当該移管を承諾するかどうかについては、当該受託清算参加者のリスク管理の観点も踏まえた当事者間での合意内容によることとなるため、清算機関の規則により一律に承諾を義務付けることは適当ではないと考えられることから、御指摘の点は、当該合意の中で調整いただくよう、お願いいたします。・ なお、バックアップ受託者ではない清算参加者との間での移管についても、上記と同様の扱いとなります。

以 上